

令和3年3月25日

社会福祉法人 鏡野町社会福祉協議会
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 当社の課題

- ・所定外労働が部署で格差がある。
- ・年次休暇が取得できない職員がいる。
- ・子育て世代の職員が20%を占めている。

3. 内容

目標1：子育て世代の職員の職場環境の整備を図る。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 育児休暇・休業等の当社の規程、規則を該当職員に周知を図る。
- 令和3年4月～ 育児休暇・休業等が取得できるよう職員体制を整備していく。

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。
各部署の格差の是正を図る。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 所定外労働の現状を把握及び原因分析と検討と対策の検討
- 平成3年4月～ ノー残業デーの実施
職場内回覧により職員への周知徹底
毎週水曜日をノー残業デーとする。

目標3：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況の現状把握
- 令和3年4月～ 各部署において年次有給休暇の計画的な取得の検討
- 令和3年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組み開始